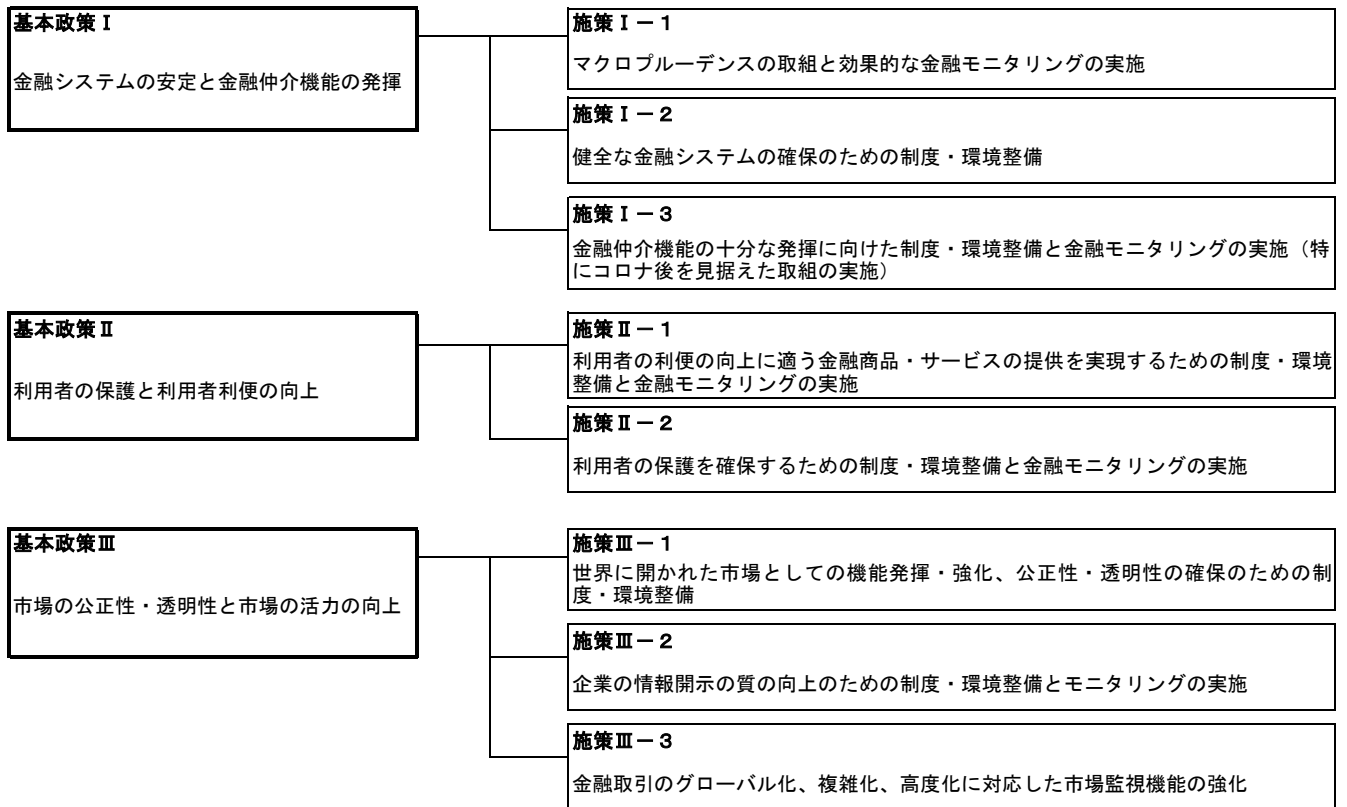


令和7年度実績評価書(要旨)

(評価対象期間: 令和7年7月～令和8年6月)

令和8年9月
金融庁

令和7年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

施策１ デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策２ サステナブルファイナンスの推進
施策３ 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策４ その他の横断的施策

<金融庁の行政運営・組織の改革>

施策１ 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策２ 検査・監督の質の向上
施策３ 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

令和 7 年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針等に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のための国際的な議論への貢献、ルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

我が国において令和7年3月期より全ての対象金融機関への適用が開始されたバーゼルⅢについて、リスク計測手法に係る承認事項の審査及び承認後のモニタリングといった円滑な国内での運用を行ったほか、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、保険会社における態勢整備状況の確認や法令等の公布・改正を行い、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備等を進める（測定指標②）など、令和7年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策Ⅰ－３ 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

物価高や人手不足、米国関税措置への対応等に加え、中東情勢の影響を受け、厳しい経営環境に直面する事業者が数多く存在することを踏まえ、「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」の開催や関係大臣連名による要請等を通じて、金融機関に対し、事業者支援の徹底に向けた働きかけを実施しました（測定指標①）。

「経営者保証改革プログラム」の進捗状況として、民間金融機関の令和７年度における新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合及び新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合を公表しました。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合は 55.7% となり、同割合が過半に達した令和 6 年度の 52.9% から更なる伸長が見られました。また、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合についても令和 6 年度の 99.5% から 99.9% へ上昇しました。なお、事業性融資の推進等に関する法律が令和 8 年 5 月 25 日に施行されるにあたって、企業価値担保権に関する実務的な議論を踏まえて「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」や「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会 議事概要及び書式例」を公表する等、制度の実装に向けた環境整備を進めました（測定指標②）。

地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。また、事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行いました（測定指標③）。

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月）。また、計画の実施期間が終了するなどした 6 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和 7 年 9 月、12 月）。さらに、同法に基づき 2 金融機関から新たに提出された特別経営強化計画等を適切に審査し、認定・公表（令和 8 年 1 月、2 月）、同法に基づき 1 金融機関から提出された新型コロナウイルス感染症等に関する特例に係る経営強化計画等を適切に審査し、資本参加を決定・公表しました（令和 8 年 2 月）（測

定指標④)。

全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

令和８年度税制改正により、NISA のつみたて投資枠について、令和８年４月からは対象商品の拡充等、令和９年１月からは年齢要件の撤廃が講じられることとなったほか、NISA の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフプラン・ライフステージに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標②）。

各地域の職域や学校における J-FLEC 講師派遣のより一層の活用に向け環境整備を行い、広く国民が金融経済教育を受けることができる機会の提供に取り組みました。（測定指標③）

「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通 KPI に関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理に関する態勢全般の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標④）。

さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑤）。

「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を計３回開催し、報告書を取りまとめ（令和８年４月）、損害保険を活用したリスクマネジメントを企業に促すにあたり、関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組みました。（測定指標⑥）

自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関して、令和７年南アフリカ共和国議長下の G20、及び令和８年フランス議長下の G7 における議論に参加したほか、IAIS において議論を牽引しました。（測定指標⑦）

上記の結果のとおり、測定指標①を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、国民の安定的な資産形成の促進に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標②）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。

そのほか、保険業の信頼の回復と健全な発展に向けて、改正保険業法の施行に向けた政府令や監督指針の整備を実施（測定指標①）、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標④）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。

上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

市場の公正性・透明性・信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保するため、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」を踏まえた取組（測定指標①）や、大手金融機関グループにおける資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランのフォローアップ（測定指標②）を実施しました。

また、多様な資金調達手段等を提供するため、市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた施策（測定指標⑤）を実施するなど、すべての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質を向上させるため、企業情報の開示の充実にに向けた取組の促進（測定指標①）や IFRS の任意適用企業の拡大促進（測定指標③）、公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督（測定指標⑤）を実施するなど、すべての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策Ⅲ－３ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した 市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

幅広く収集した有用な情報を活用し、取引審査を実施したほか、不正アクセス行為を手段とした不公正取引について、日本取引所自主規制法人等から情報を収集し、分析等を行った結果、刑事告発に至りました（測定指標①②）。

証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで令和６年度と同水準の検査を実施し、問題が認められた場合には、行政処分勧告等を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。

不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、適切に課徴金納付命令勧告を行ったほか、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。

また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等に対応しました（測定指標⑦）。

法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、市場参加者等との意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。

デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。

不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置を講ずる「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。

また、インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする政令・内閣府令改正を行いました（令和 8 年 5 月）（測定指標⑪）。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。

(横断的施策)

施策 1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること。

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会において、暗号資産が国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討し、報告書を取りまとめました（令和 7 年 12 月）。当該報告書の内容も踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）（測定指標①）。

円建てステーブルコインの活用を検討する民間事業者等との丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行いました（測定指標②）。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設や信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化等について措置した令和 7 年改正資金決済法について、関係政府令等の整備を行い、令和 8 年 6 月に施行しました。（測定指標②）。

事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3 メガバンクによる円建てステーブルコインの共同発行と活用事例への支援を開始しました（測定指標②）。

昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえつつ、我が国の決済の更なる高度化に向けた取組を進めました。例えば、事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3 メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。また、全銀ネットに設置された「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」において、我が国の資金決済システムの将来像について

様々な関係者と多面的・多角的な視点で議論を行いました。本スタディグループにおいては、新たな決済システムを構築することが合理的となり得るとの認識が共有され、そうした方向性の下、関係者で議論を行い、持続可能かつ競争力のある「新たな決済システム」の構築に向けた主要論点及び検討結果が取りまとめられました（測定指標③）。

新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました（測定指標④）。

事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました（測定指標④）。

国内外で開催されるフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました（測定指標⑤）。

「Japan Fintech Week 2026」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました（測定指標⑤）。

暗号資産関連業者におけるサイバーセキュリティの課題と対策に関する研究調査を実施し、監督・指導にあたっての知見の取得や国際的議論における論点整理に貢献しました（測定指標⑥）。

令和7年3月に公表したAIディスカッションペーパー（第1.0版）を踏まえ、令和7年6月～12月に「金融庁AI官民フォーラム」を開催し、AI利活用の状況、AIに関連するリスクマネジメント・ガバナンスの取組事例、規制の適用関係の明確化を必要とする場面等に関し、ディスカッションを行いました。AI官民フォーラムで得られた知見を基に、本文書にアップデートを加え、令和8年3月に第1.1版として改訂しました（測定指標⑥）。

アカデミアとの連携強化の一環として、データ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携して金融庁等の保有するデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました。また、研究成果について報告書を公表しました。さらに、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結し、データ等を活用した分析・研究プロジェクトの推進に向けて検討を進めました（測定指標⑦）

以上の通り、令和7年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策2 サステナブルファイナンスの推進

【達成目標】

サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました（測定指標①）。また、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表するとともに、海外規制動向の調査・市場関係者からの本規範への遵守状況のヒアリング事項等の実態把握調査を取りまとめた報告書、市場関係者の好事例・課題事例を整理した対応事例集を公表しました（測定指標②）。加えて、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性の確保に向けて、各種論点に係る制度・論点の調査や「アジアGXコンソーシアム」を通じたトランジション・ファイナンスの推進等、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等を推進しました（測定指標③）。さらに、「インパクトコンソーシアム」において地域の取組事例や投資手法を取りまとめる等、インパクト投資の実践・拡大を図りました（測定指標④）。

上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成したため、「A」としました。

施策3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること

金融機関のサイバーセキュリティ及びITガバナンスの強化に向けた取組を推進すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

全ての項目において目標を達成しており、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。

施策４ その他の横断的施策

【達成目標】

基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－１」、「横断的施策－２」及び「横断的な施策－３」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

アジア地域の新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました（測定指標①）。

金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました（測定指標②）。

「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、必要な措置を実施しました（測定指標③）。

経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。（測定指標④）

上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策 1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。

データ活用の高度化を進めていく観点から、共同データプラットフォームの整備を進めたほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化を検討・実施しました（測定指標③、④）。

金融サービスの利用者から寄せられた情報を分析し、深度あるモニタリングに活用しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました（指標⑤）。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトに関しては、AI 翻訳機能を導入し、英語による情報発信の強化を図ったほか、ユーザーが必要な情報に効率的にアクセスできるよう、サイトのデザインルールや情報分類を統一しました。結果として、特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、令和7年度は5億6662万件（前年度比39.6%増）となりました（測定指標⑦）。

金融庁公式Xでの投稿に関しては、前年度に引き続き、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について連日投稿を行うなど周知を図りました。また、機械的に公表案件の見出しのみを投稿するのではなく、投稿内容を工夫し、分かりやすい情報発信となるよう積極的に働きかけました。結果として、フォロワー数は日英計202,159アカウント（同9.2%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標⑧）。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑩）。

上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

施策2 検査・監督の質の向上

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。

一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。

施策3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

【達成目標】

①金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化、②職員の能力・資質の成長の促進、③誰もががのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、金融庁のバージョンアップに取り組み、金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた職員との対話や議論（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員の能力・資質の成長を後押しする環境のさらなる整備（測定指標②）や、働きやすく良い仕事ができる環境のさらなる整備（測定指標③）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。